

第 10 期湖南省高齡者福祉計画及び
介護保険事業計画策定業務委託仕様書

湖南省健康福祉部地域包括ケア推進局
高齡福祉課

目次

1. 業務名	4
2. 期 間	4
3. 業務の目的	4
4. 業務内容	4
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施（令和7年度業務）	4
①調査票の作成・印刷	4
ア 調査実施件数	4
イ 送付用、返信用封筒の作成	4
ウ 調査票の送付・回収	4
エ データ入力	5
オ データの集計	5
カ 調査の分析・報告	5
②調査票の流れ	5
(2)高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定（令和8年度業務）	5
①給付実績集計・分析の実施	5
②計画目標量の設定	5
③高齢者福祉計画の策定	6
ア 高齢者福祉計画関連諸瀬策の現状分析	6
イ 計画策定の基礎となる現状把握調査および目標指標等の予測	6
ウ 高齢者福祉計画原案の作成	6
④ヒアリングの実施	6
⑤施策・事業の実施状況の評価および課題のとりまとめ	6
⑥計画骨子案・素案の作成	7
⑦パブリックコメントの実施支援	7

(3) 共通業務	7
① 計画策定委員会の運営支援	7
② 本業務に関する情報提供支援	7
③ 湖南省総合計画等との整合	7
④ 法改正による計画との整合性の確保	7
⑤ 打合せ協議等	7
5. 成果品	8
6. その他	8

1. 業務名

第 10 期湖南省高齡者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 業務の目的

地域の高齢者の状況等を的確に把握し、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第 10 期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下、第 10 期計画という。）を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施（令和 7 年度業務）

① 調査票の作成・印刷

本計画の策定に先立ち、被保険者の状況やニーズを把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を実施する。内容は、以下の前回アンケートを基本とし、今後、国が示す調査方法を参考に、市と協議のうえ決定し、調査票の作成および調査票の印刷を行う。

ア 調査実施件数（予定）

調査種別	内容	件数
介護予防・日常圏域ニーズ調査 【国調査】	市内に居住する 65 歳以上の高齢者であって、介護保険認定（要支援・要介護）を受けていない者	4,000 人 目標回収率 80%
在宅介護実態調査 【国調査】	市内に居住する 65 歳以上の高齢者であって、介護保険認定（要支援・要介護）を受けており、かつ、在宅で生活している者	1,200 人 目標回収率 80%
事業所調査 【市調査】	市内の介護保険サービス事業所	100 件 目標回収率 70%

※調査件数（調査票配布数）は、市と調整のうえ増減できるものとする。

イ 送付用、返信用封筒の作成

- ・送付用封筒（角 2 クラフト）の作成、印刷（調査対象者数）
- ・返信用封筒（長 3 クラフト）の作成、印刷（調査対象者数）

※宛名名簿の作成（データ抽出）は委託者で行い、宛名の印字は受託者にて行う。

ウ 調査票の送付・回収

- ・調査協力依頼文、調査票、返信用封筒の封入、封緘。調査票の送付は委託者にて行うため、送料（郵便代）については委託料に含まない。
- ・回収先は本市役所とし、受託者が回収すること。

※回収に係る費用は委託料に含まない。

※「事業所調査」は、送付用、返信用封筒の作成、調査票の送付・回収については、委託者が行う。

エ データ入力

回収した調査票の入力

オ データの集計

- ・入力されたデータを集計する。

集計方法は、単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計を行うこと。

- ・日常生活圏域（4圏域）ごとを基本とし、調査項目（設問間）ごとに確認できる形に集計すること。
- ・自由回答については、意見を取りまとめて分類をすること。
- ・高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、本市の概要および社会経済的特性、社会資源および福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向およびサービスの利用状況等について、本市事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行うこと。

カ 調査の分析・報告

- ・日常生活圏域ごとの集計、報告とする。報告にあたっては、暦年のデータ比較や全国、県内における比較、調査結果から各日常生活圏域の地域特性や課題、ニーズ等が把握できるようグラフや表を用いて見やすくわかりやすい報告書とすること。
- ・報告書 50 部作成
- ・電子記録媒体
報告書、入力データ
地域包括ケア「見える化」システムデータ送信用 csv ファイル]

② 調査の流れ

調査項目検討・決定	令和7年9月～11月頃を目安
調査票・封筒 印刷	令和7年12月頃を目安
調査票発送・回収	令和8年1月～2月頃を目安
調査結果集計・分析	令和8年3月頃を目安
調査内容報告	令和8年3月頃を目安

(2) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定（令和8年度業務）

① 給付実績集計・分析の実施

本事務局が提供する国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者・総合事業認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

② 計画目標量の設定

第 10 期計画の前提となる将来人口(2060 年までの人口推計)および高齢者人口を設定し、要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を市・生活圈域単位で推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第 10 期介護保険料の設定支援を行う。また、保険者機能強化推進交付金の対象となるデータ推計値(例えば介護人材推計値等)にも対応できるものとする。

③ 高齢者福祉計画(市町村老人福祉計画)の策定

ア 高齢者福祉計画関連諸施策の現状分析

高齢者福祉計画における目標数値の達成状況等の進捗管理を行い、現状の福祉施策の課題や問題点を抽出し、整理すること。

イ 計画策定の基礎となる現況把握調査および目標指標等の予測

「基礎調査および集計・分析」により得られた計画策定の基礎となる現行サービスのデータを利用し目標ならびに指標(アウトプット指標、アウトカム指標)の設定を行う。また、ロジックモデル(政策が目標とする成果を達成するに至るまでの流れをフォローチャート形式で図式化したもの)の作成を行う。

ウ 高齢者福祉計画原案の作成

介護保険事業計画との整合性に留意し、高齢者福祉計画原案を提示し、担当課との協議を踏まえながら必要な助言等を行うこと。

・介護予防、生活支援施策の設定

インフォーマルな資源も含めた施策の提言および事業量の算出を行うこと。

・在宅医療・介護連携推進施策の設定

本市が定める在宅医療・介護連携推進施策において、県が示す「滋賀県保健医療計画(地域医療構想も含む)」や圏域の課題との整合性が図れるよう留意すること。

・認知症施策の設定

本市が進める認知症施策において、認知症基本法(令和 5 年法律第 65 号)に基づく国の認知症施策の基本計画や圏域の課題との整合性が図れるよう留意すること。との整合性が図れるよう留意すること。

・その他高齢者福祉計画に盛り込むべき事項

保険者機能強化推進交付金および保険者機能強化交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の評価指標との整合性が図れるよう留意すること。

④ ヒアリングの実施

上記①および②の業務のため、関係機関等へのヒアリングを行う。当該ヒアリングは、本市が招集する「地域ケア会議」等の既存の会議において実施することも可能とする。

⑤ 施策・事業の実施状況の評価および課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計および結果のとりまとめを行い、評価を行う。

⑥ 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第 10 期計画および本市の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

⑦ パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

(3) 共通業務

① 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（6 回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、保険料の検討や給付費の見込数について部会を複数回開催予定であり、出席は要しないが、必要な資料の作成を行うこと。

② 本業務に関する情報提供支援

本計画は、国の方針を勘案しながら策定を進めるとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、全国の幅広い先進事例や同規模自治体の取組内容を参考にすることも必要である。受託業者は本計画の策定に関する情報また介護保険法等の改正に伴う例規（条例、規程・要綱等）に関する国・県・他市町村の情報を適宜提供すること。

③ 湖南市総合計画等との整合

当該計画を策定するにあたっては、「湖南市総合計画」、「地域福祉計画」、「障がい福祉計画」との整合性を図るため、各担当課へのヒアリング等を随時行い、計画策定を実施すること。

④ 法令改正による計画との整合性の確保

介護保険法や老人福祉法を中心に福祉関係法令と本計画内容の整合性を図ることを目的として、その改正箇所が引用されている当市の例規（条例・規則・要綱）の条項を指摘すること。改正された法令を新旧対象形式（横書き）で提示すること。

※法令については官報を参照すること。

※例規に関しては本市のホームページを参照すること。

※施行規則等も含むものとする。

※福祉関係法令すべてを対象とする。

⑤ 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針および条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者または業務担当者は月 1 回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打合せを行うものとする。

5. 成果品

① アンケート調査報告書	50 部
② 計画書本編（A 4 判、150 頁程度、1 色刷、表紙色上質紙）	300 部
③ 計画書概要版（A 4 判、8 頁程度、4 色）	150 部
④ 上記①～③のデータ一式	
⑤ 法令引用例規一式	
⑥ 情報提供資料一式	

6. その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国および県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。